

新旧対照表

サービス共通約款（個人用）

新	旧
<p>第 2 条（本サービスに係る業務の概要）</p> <p>(1) お客様が当社に開設されている証券総合口座等（以下「証券総合口座等」といいます。）に付随する投資一任契約に基づく取引を行うための口座（以下「投資一任口座」といいます。）及び当該投資一任口座内の各投資一任契約専用の管理口（以下「運用管理口」といいます。）の設定</p> <p>(2) 証券総合口座等と投資一任口座間の金銭の振替</p>	<p>第 2 条（本サービスに係る業務の概要）</p> <p>(1) お客様が当社に開設されている証券総合口座（以下「証券総合口座」といいます。）に付随する投資一任契約に基づく取引を行うための口座（以下「投資一任口座」といいます。）及び当該投資一任口座内の各投資一任契約専用の管理口（以下「運用管理口」といいます。）の設定</p> <p>(2) 証券総合口座と投資一任口座間の金銭の振替</p>
<p>第 3 条 2. (2)</p> <p>当社に証券総合口座等を開設済みであること</p>	<p>第 3 条 2. (2)</p> <p>当社に証券総合口座を開設済みであること</p>
<p>第 4 条 2.</p> <p>前項に定める投資一任口座の開設に際しては、投資一任口座の開設時点において証券総合口座等と同じ内容のお届出住所、その他届出事項をお届けいただいたものとしてお取扱いします。</p>	<p>第 4 条 2.</p> <p>前項に定める投資一任口座の開設に際しては、投資一任口座の開設時点において証券総合口座と同じ内容のお届出住所、その他届出事項をお届けいただいたものとしてお取扱いします。</p>
<p>第 6 条（特定口座）</p> <p>4. 投資一任口座で特定口座をご利用の場合、証券総合口座等と投資一任口座（その他に特定口座を利用している口座があれば当該口座を含みます。）でのお取引等について、譲渡損益等は通算し処理します。</p> <p>6. 投資一任口座における取引等により特定口座に係る源泉徴収・還付を行う場合において、当社所定の方法により計算を行い、投資一任口座から源泉徴収し、還付すべき金額があるときには、証券総合口座等に還付します。また、投資一任口座と証券総合口座等で同一受渡日の譲渡益税が発生した</p>	<p>第 6 条（特定口座）</p> <p>4. 投資一任口座で特定口座をご利用の場合、証券総合口座と投資一任口座（その他に特定口座を利用している口座があれば当該口座を含みます。）でのお取引等について、譲渡損益等は通算し処理します。</p> <p>6. 投資一任口座における取引等により特定口座に係る源泉徴収・還付を行う場合において、当社所定の方法により計算を行い、投資一任口座から源泉徴収し、還付すべき金額があるときには、証券総合口座に還付します。また、投資一任口座と証券総合口座で同一受渡日の譲渡益税が発生した場合</p>

<p>場合は、当社所定の方法により源泉徴収金額を按分し、各々の口座から源泉徴収します。</p>	<p>は、当社所定の方法により源泉徴収金額を按分し、各々の口座から源泉徴収します。</p>
<p>第 7 条 (証券総合口座等と投資一任口座間の金銭の振替)</p> <p>1. 各投資一任契約に基づく金銭の拠出は、証券総合口座等から投資一任口座内の各運用管理口へ金銭を振り替える方法により行います。当社は、お客様の指定した資金振替日にお客様の指定した金額にて振替を行います。</p> <p>2. 前項に定める各投資一任契約に基づく金銭の拠出に関し、お客様の指定した資金振替日における当社の業務開始時点で証券総合口座等にお客様の指定した金額に相当する金銭の残高を当社が確認できなかった場合、当社は当該資金振替日における振替を行いません。この場合、当該資金振替日を振替日とする金銭の拠出に係る申込みは原則、撤回されたものとみなします。</p> <p>3. お客様が投資一任契約に基づく運用資産の有価証券の一部換金を申し出た場合、運用管理口内の有価証券の一部は売却され、その売却代金から第 12 条に定める報酬の徴収による報酬及び譲渡益税等を控除した金額の金銭を投資一任口座から証券総合口座等に振り替えます。なお、第 9 条に定める定時払戻サービスにより一部換金が発生した場合は、当社指定の金融機関に振り込みます。</p> <p>4. お客様が投資一任契約の解約を申し出た場合、運用管理口内の有価証券は全て売却され、その売却代金から報酬及び譲渡益税等を控除した金額の金銭並びに運用管</p>	<p>第 7 条 (証券総合口座と投資一任口座間の金銭の振替)</p> <p>1. 各投資一任契約に基づく金銭の拠出は、証券総合口座から投資一任口座内の各運用管理口へ金銭を振り替える方法により行います。当社は、お客様の指定した資金振替日にお客様の指定した金額にて振替を行います。</p> <p>2. 前項に定める各投資一任契約に基づく金銭の拠出に関し、お客様の指定した資金振替日における当社の業務開始時点で証券総合口座にお客様の指定した金額に相当する金銭の残高を当社が確認できなかった場合、当社は当該資金振替日における振替を行いません。この場合、当該資金振替日を振替日とする金銭の拠出に係る申込みは原則、撤回されたものとみなします。</p> <p>3. お客様が投資一任契約に基づく運用資産の有価証券の一部換金を申し出た場合、運用管理口内の有価証券の一部は売却され、その売却代金から第 12 条に定める報酬の徴収による報酬及び譲渡益税等を控除した金額の金銭を投資一任口座から証券総合口座に振り替えます。なお、第 9 条に定める定時払戻サービスにより一部換金が発生した場合は、当社指定の金融機関に振り込みます。</p> <p>4. お客様が投資一任契約の解約を申し出た場合、運用管理口内の有価証券は全て売却され、その売却代金から報酬及び譲渡益税等を控除した金額の金銭並びに運用管</p>

<p>理口内の拠出金銭等を投資一任口座から証券総合口座等に振り替えます。</p> <p>5. 運用資産の有価証券に分配金、償還金等が発生した場合、当該分配金、分配金等の金銭は証券総合口座等に入金します。</p>	<p>理口内の拠出金銭等を投資一任口座から証券総合口座に振り替えます。</p> <p>5. 運用資産の有価証券に分配金、償還金等が発生した場合、当該分配金、分配金等の金銭は証券総合口座に入金します。</p>
<p>第 8 条 (定期積立サービス)</p> <p>1.お客様は、毎月またはお客様が指定した月における当社所定の日を積立日として、定期的に証券総合口座等から投資一任口座に資金を振り替えることにより投資一任契約に基づく金銭の拠出を行うサービス（以下「定期積立サービス」といいます。）を、当社所定の方法により申込みいただけます。</p> <p>4. 定期積立サービスの積立日における当社の業務開始時点で、証券総合口座等にお客様の指定した振替金額に相当する額の残高を確認できなかった場合、当該積立日が属する月における定期積立サービスに係る資金の振替は行いません。</p>	<p>第 8 条 (定期積立サービス)</p> <p>1.お客様は、毎月またはお客様が指定した月における当社所定の日を積立日として、定期的に証券総合口座から投資一任口座に資金を振り替えることにより投資一任契約に基づく金銭の拠出を行うサービス（以下「定期積立サービス」といいます。）を、当社所定の方法により申込みいただけます。</p> <p>4. 定期積立サービスの積立日の前営業日までに、お客様が指定した振替金額に相当する額の資金を証券総合口座に確認できなかった場合、当該積立日が属する月における定期積立サービスに係る資金の振替は行いません。</p>
<p>第 9 条 (定時払戻サービス)</p> <p>8. お客様の受領した金銭は、払戻希望額を上限として当社指定の金融機関に振り込みます。なお、当該金融機関への振り込みができなかった場合、証券総合口座等に振替となります。</p> <p>9. 定時払戻サービス利用に際しては、原則、証券総合口座等に登録する金銭振込先指定口座（第 1 口座）に岡三 BANK の預金口座を設定することとなります。</p>	<p>第 9 条 (定時払戻サービス)</p> <p>8. お客様の受領した金銭は、払戻希望額を上限として当社指定の金融機関に振り込みます。なお、当該金融機関への振り込みができなかった場合、証券総合口座に振替となります。</p> <p>9. 定時払戻サービス利用に際しては、原則、証券総合口座に登録する金銭振込先指定口座（第 1 口座）に岡三 BANK の預金口座を設定することとなります。</p>
<p>第 15 条 (投資一任口座の閉鎖)</p> <p>(1) お客様が証券総合口座等を閉鎖した場</p>	<p>第 15 条 (投資一任口座の閉鎖)</p> <p>(1) お客様が証券総合口座を閉鎖した場合</p>

合	
---	--

サービス共通約款（法人用）

新	旧
第7条 4. 定期積立サービスの積立日 <u>における当社の業務開始時点で、取引口座にお客様の指定した振替金額に相当する額の残高</u> を確認できなかった場合、当該積立日が属する月における定期積立サービスに係る資金の振替は行いません。	第7条 4. 定期積立サービスの積立日の前営業日までに、お客様が指定した振替金額に相当する額の資金を取引口座に確認できなかった場合、当該積立日が属する月における定期積立サービスに係る資金の振替は行いません。

2026年4月1日 改正